事務連絡

令和6年5月1日

障がい福祉サービス事業者　各位

八尾市健康福祉部

障がい福祉課長

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における

重度障害者支援加算の見直しに伴う取扱いについて

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定におきまして、重度障害者支援加算が見直されました。これに伴う本市の対応について、下記のとおり整理しましたのでお知らせいたします。

記

「短期入所」、「生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」におきまして、重度障害者支援加算が見直されました。本市では、加算対象者の受給者証には全て**「障害支援区分」**と、**「備考欄に記載されている「行動関連項目の点数」」**を記載しておりますので、令和6年4月サービス提供分（5月国保連受付分）以降の請求に際しましては、**最新の受給者証の記載内容を****ご確認**ください。

そのうえで、**別添資料「短期入所・生活介護・共同生活援助・施設入所支援　加算確認表」に記載されている条件及び決定サービスコードをご確認**いただき、**該当する決定サービスコードにて請求**していただきますようお願いいたします。

　今後、負担額更新や、サービス変更に伴う受給者証発行の際に令和6年4月1日以降の新しい重度障害者支援加算の名称を記載いたします。

よって、現在の受給者証に記載されている**重度障害者支援加算の名称ではなく**、あくまでも受給者証に記載されております**「障害支援区分」**と、**「備考欄に記載されている「行動関連項目の点数」」**をご確認ください。

　なお、以下のケースにおいては、受給者証の再交付を4月30日付で行っております。Ⅰ.①「短期入所」、「生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」のいずれかの支給

決定が有る、②障がい支援区分が4以上、③行動関連項目が10点以上の全ての

要件を満たしているが、特記事項に行動関連項目の点数記載が無いケース

**※令和6年4月1日以降、重度障害者支援加算の算定要件を確認するため**

Ⅱ.「生活介護」にて重度障害者支援加算の支給決定が有るが、障がい支援区分が2又は3のケース

**※令和6年4月1日以降は重度障害者支援加算が算定不可になるため**

【問合せ先】

八尾市健康福祉部障がい福祉課

サービス班

電話：072-924-3838（直通）

FAX：072-922-4900